

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

南あわじ市長 守本 憲弘

市町村名 (市町村コード)	南あわじ市 (28224)	
地域名 (地域内農業集落名)	中筋久次米 (久次米)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 1 月 24 日 (第 1 回)	

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注 2 : 「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域においては、レタス、白菜、水稻で経営を行っている人が多い。地域内の農地については、ほ場整備事業がほぼ完了しており、放棄田の発生は少ない。
近年、有害鳥獣による農作物被害が多く発生しており対策に追われており、高齢化による後継者問題と併せて引き続き対応を考えていく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域においては、水稻とレタス・白菜がメインで慣行栽培による農業を行っている。
中山間地域であるため、畦畔が大きく、草刈りに係る労力が大きい。これから担い手の確保をするために地域の人の協力はもちろんのこと、機械化および省力化を考えなければならない。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	3.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	3.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方 (範囲は、別添地図のとおり)

区域内の農地とする。(区域は添付の図面のとおり)

注 : 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
毎年、変わっていく地域内の状況に合わせて、地域計画を見直していく中で、地域内における規模拡大意向の農家のリストを示し、地域内の担い手に農地を集積していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
法改正に伴い、利用権設定の期間満了となった農地から農地中間管理機構へ農地を預けていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
集落内の農地については基盤整備は完了済み。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
大学生や新規就農者等の繋がりを活用して、獣害対策や担い手の育成を進めていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
集落営農組織に若い担い手がもっと参画すれば、地域内のみならず、地域外についても保全管理を含む各作業の受託を検討していく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ①近年、頻繁にイノシシが出没し、防護柵が損傷をしているので、地域において対策・修繕を実施していく。 ⑦畦畔の草刈りの負担が大きく、担い手の高齢化も考慮し作業効率向上を考えていかなければならない。担い手や若い人とが連携し、保全・管理等における取り決めが必要となる。中山間地域等直接支払交付金も活用しながら、手法を模索していく。				